

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都理容美容専修学校
設置者名	学校法人京理学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	理容科	夜・通信	35 単位	6 単位	
	美容科	夜・通信	35 単位	6 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	京都理容美容専修学校
設置者名	学校法人京理学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	企業役員	令和3年6月1日から 令和6年5月31日まで	組織運営体制への チェック機能
非常勤	企業役員	令和3年6月1日から 令和6年5月31日まで	組織運営体制への チェック機能
非常勤	企業役員	令和3年6月1日から 令和6年5月31日まで	組織運営体制への チェック機能
非常勤	企業役員	令和3年6月1日から 令和6年5月31日まで	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都理容美容専修学校
設置者名	学校法人京理学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
各担当科目教員・講師の作成するシラバスを基本に、教務課および学校長の指名した教員と共に作成・点検・確定していく。 ・12月上旬：事務局より各担当教員・講師へシラバスの作成依頼をする。 ・1月上旬：第1回シラバス提出期日 ・1月中旬：提出のあったシラバスを、専攻主任と教務課とで点検し、修正依頼および未提出科目の提出要請をする。 ・2月上旬：第2回シラバス提出期日 ・2月中旬：提出のあったシラバス全てを、学校長指名の主任・教員と教務課とで点検し、最終の修正依頼をする。 ・3月上旬：最終シラバス提出期日 ・3月中旬：学校長指名の主任・教員と教務課とで最終調整し、シラバス内容を確定する。 ・3月下旬：自由閲覧箇所へ設置する。	
授業計画書の公表方法	事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
教育課程記載上の科目については全て評価を行う。成績の評価は、定期試験及び臨時試験、平素の学習状況、出席状況、学習報告書、作品等により決定し、修了認定は、学年末における判定会議を経て、学校長が行うものとする。 ・学期成績と学年成績に区分し、授業科目ごとに評価する。学年成績の評価は、毎学期の成績を総合して、担当教員が決定する。 ・試験は、年3回の各学期末に行う。平素の成績で評価できる科目にあたっては、試験の一部または全部を行わないことがある。 ・履修した教科目の学業成績の学年評点が60点以上で、所定の提出課題を全て終了しており、欠課時間数が授業時間の5分未満の者は、その科目の所定の単位を修得したものと認定する。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

全履修科目の成績 100 点法に換算し、その和を科目数で除したものを「評定平均」とし、年に 3 回の学期末と年度末に一覧管理を行うことで、成績の分布状況を把握する。成績の評価を次のとおり区分し、評定・標語で表す。

学業成績	100～90	89～80	79～60	59～40	39～0
評 定	5	4	3	2	1
標 語	A	B	C	D	E

客観的な指標の
算出方法の公表方法

事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校所定の単位を修得し、本校の卒業認定に関する方針を基に、理容・美容業界等において、修得した能力を実践の場において発揮でき、各科が掲げる知識、技術、精神、態度、資格等を身につけた学生であるか卒業判定会議を経て、学校長が卒業を認定する。

卒業認定に関する方針（ディプロマポリシー）は、下記の通り定める。

「本校では、教育目標に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修め、以下の能力を備えた学生に対して卒業を認定する。

- ・豊かな人間性と、自ら課題を見出し、周囲と協力して解決するためのデザイン力とコミュニケーション能力。
- ・時代のニーズに柔軟に対応でき、社会・地域に貢献できる能力。
- ・学科が目標とした専門職としての知識・技術・態度。」

卒業の認定に関する
方針の公表方法

事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都理容美容専修学校
設置者名	学校法人京理学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。 https://www.kyori.ac.jp/public/pdf/zaimu_taishaku_2022.pdf
収支計算書又は損益計算書	事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。 https://www.kyori.ac.jp/public/pdf/zaimu_shushi_2022.pdf
財産目録	事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。
事業報告書	事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。
監事による監査報告（書）	事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	理容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	2010/67 単位時間／単位	510/17		1500/50		
			2010/67 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		48 人	0 人	4 人	13 人	17 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 各担当科目教員・講師の作成するシラバスを基本に、教務課および学校長の指名した教員と共に作成・点検・確定していく。 ・12月上旬：事務局より各担当教員・講師へシラバスの作成依頼をする。 ・1月上旬：第1回シラバス提出期日 ・1月中旬：提出のあったシラバスを、専攻主任と教務課とで点検し、修正依頼および未提出科目の提出要請をする。 ・2月上旬：第2回シラバス提出期日 ・2月中旬：提出のあったシラバス全てを、学校長指名の主任・教員と教務課とで点検し、最終の修正依頼をする。 ・3月上旬：最終シラバス提出期日 ・3月中旬：学校長指名の主任・教員と教務課とで最終調整し、シラバス内容を確定する。 ・3月下旬：自由閲覧箇所へ設置する。
成績評価の基準・方法
（概要） 教育課程記載上の科目については全て評価を行う。成績の評価は、定期試験及び臨時試験、平素の学習状況、出席状況、学習報告書、作品等により決定し、修了認定は、学年末における判定会議を経て、学校長が行うものとする。 ・学期成績と学年成績に区分し、授業科目ごとに評価する。学年成績の評価は、毎学期の成績を総合して、担当教員が決定する。 ・試験は、年3回の各学期末に行う。平素の成績で評価できる科目にあたっては、試験の一部または全部を行わないことがある。 ・履修した教科目の学業成績の学年評点が60点以上で、所定の提出課題を全て終了しており、欠課時間数が授業時間の5分未満の者は、その科目の所定の単位を修得したものと認定する。
卒業・進級の認定基準
（概要） 本校所定の単位を修得し、本校の卒業認定に関する方針を基に、理容業界等において、修得した能力を実践の場において発揮でき、各科が掲げる知識、技術、精神、態度、資格等を身につけた学生であるか卒業判定会議を経て、学校長が卒業を認定する。 卒業認定に関する方針（ディプロマポリシー）は、下記の通り定める。 「本校では、教育目標に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修め、以下の能力を備えた学生に対して卒業を認定する。 ・豊かな人間性と、自ら課題を見出し、周囲と協力して解決するためのデザイン力とコミュニケーション能力。 ・時代のニーズに柔軟に対応でき、社会・地域に貢献できる能力。 ・学科が目標とした専門職としての知識・技術・態度。」 進級認定においても、同じく学年末の判定会議を経て、学校長が進級を認定する。
学修支援等
（概要） クラス担任・副担任制により、学生個々の学習・生活態度の把握に努め、担当科目教員・主任・教務課全体で、その状況に応じた適切な生活指導を行うものとする。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
12 人 (100%)	人 (%)	12 人 (100%)	人 (%)
（主な就職、業界等） 理容室、エステティックサロン 他			
（就職指導内容） キャリア教育として業界を担う企業によるセミナーで仕事に対する姿勢を学び、校内外での多数の業界サロンが集結する就職フェアへの参加と、担任教員と就職担当教員との個別指導により、学生個々に合った就職活動をサポートしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） ・理容師国家資格 ・タカラインターナショナル ネイルベーシックコース ディプロマ ・タカラベルモント エステベーシックコース ディプロマ ・トニーズコレクション アイブロウトリートメント ディプロマ ・日本ウェルネス・ヘッドスパ協会 ヘッドスパ検定 ・日本ネイリスト協会 ネイリスト検定 ・文部科学省後援 A.F.T 色彩検定 ・日本エステティック振興協議会 美容ライト脱毛安全講習試験合格証			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
32 人	2 人	6%
（中途退学の主な理由） 進路変更、長期休学による復学希望なし		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任・副担任制により、心身の健康状態や、遅刻・早退・欠席等の生活状況の把握、および学生への個人面談等を実施している。なお、出欠状況や学習状況等について、必要に応じて保護者とも共有を図り、連携体制を整えている。 また、専門課程（昼間課程）以外でも理容師国家資格を目指すことのできる通信課程への移行も選択肢のひとつとして提案することで、夢へのフォローを図っている。		

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士		
衛生		衛生専門課程	美容科		○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類						
			講義	演習	実習	実験	実技		
2 年	昼	2010/67 単位時間／単位	510/17		1500/50				
			2010/67 単位時間／単位						
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
400 人		377 人	0 人		14 人		30 人		44 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 各担当科目教員・講師の作成するシラバスを基本に、教務課および学校長の指名した教員と共に作成・点検・確定していく。 ・12月上旬：事務局より各担当教員・講師へシラバスの作成依頼をする。 ・1月上旬：第1回シラバス提出期日 ・1月中旬：提出のあったシラバスを、専攻主任と教務課とで点検し、修正依頼および未提出科目の提出要請をする。 ・2月上旬：第2回シラバス提出期日 ・2月中旬：提出のあったシラバス全てを、学校長指名の主任・教員と教務課とで点検し、最終の修正依頼をする。 ・3月上旬：最終シラバス提出期日 ・3月中旬：学校長指名の主任・教員と教務課とで最終調整し、シラバス内容を確定する。 ・3月下旬：自由閲覧箇所へ設置する。
成績評価の基準・方法
（概要） 教育課程記載上の科目については全て評価を行う。成績の評価は、定期試験及び臨時試験、平素の学習状況、出席状況、学習報告書、作品等により決定し、修了認定は、学年末における判定会議を経て、学校長が行うものとする。 ・学期成績と学年成績に区分し、授業科目ごとに評価する。学年成績の評価は、毎学期の成績を総合して、担当教員が決定する。 ・試験は、年3回の各学期末に行う。平素の成績で評価できる科目にあたっては、試験の一部または全部を行わないことがある。 ・履修した教科目の学業成績の学年評点が60点以上で、所定の提出課題を全て終了しており、欠課時間数が授業時間の5分1未満の者は、その科目の所定の単位を修得したものと認定する。
卒業・進級の認定基準
（概要） 本校所定の単位を修得し、本校の卒業認定に関する方針を基に、美容業界等において、修得した能力を実践の場において発揮でき、各科が掲げる知識、技術、精神、態度、資格等を身につけた学生であるか卒業判定会議を経て、学校長が卒業を認定する。 卒業認定に関する方針（ディプロマポリシー）は、下記の通り定める。

「本校では、教育目標に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修め、以下の能力を備えた学生に対して卒業を認定する。 ・豊かな人間性と、自ら課題を見出し、周囲と協力して解決するためのデザイン力とコミュニケーション能力。 ・時代のニーズに柔軟に対応でき、社会・地域に貢献できる能力。 ・学科が目標とした専門職としての知識・技術・態度。」 進級認定においても、同じく学年末の判定会議を経て、学校長が進級を認定する。
学修支援等
(概要) クラス担任・副担任制により、学生個々の学習・生活態度の把握に努め、担当科目教員・主任・教務課全体で、その状況に応じた適切な生活指導を行うものとする。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
美容科			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
160 人 (100%)	0 人 (%)	160 人 (100%)	0 人 (%)
(主な就職、業界等) 美容室、ブライダルサロン、エステティックサロン、ネイルサロン、撮影スタジオ まつ毛エクステンションサロン、メイクアップ業界、美容部員 他			
(就職指導内容) キャリア教育として業界を担う企業によるセミナーで仕事に対する姿勢を学び、校内外での多数の業界サロンが集結する就職フェアへの参加と、担任教員と就職担当教員との個別指導により、学生個々に合った就職活動をサポートしている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・美容師国家資格 ・タカラインターナショナル ネイルベーシックコース ディプロマ ・タカラベルモント エステベーシックコース ディプロマ ・トニーズコレクション メイクアップディプロマ ・トニーズコレクション アイブロウトリートメント ディプロマ ・山野流着装 初伝・中伝・奥伝許状 ・美容研究全国新井会 ジュニアセットリスト ディプロマ ・日本ウェルネス・ヘッドスパ協会 ヘッドスパ検定 ・日本メイクアップ連盟 メイクアップ検定 ・日本ネイリスト協会 ネイリスト検定 ・文部科学省後援 A.F.T 色彩検定 ・日本エステティック振興協議会 美容ライト脱毛安全講習試験合格証			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
371 人	24 人	6%
(中途退学の主な理由) 進路変更、職業意識や目標意識の低下、長期休学による復学希望なし、通信課程への移行		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任・副担任制により、心身の健康状態や、遅刻・早退・欠席等の生活状況の把握、および学生への個人面談等を実施している。なお、出欠状況や学習状況等について、必要に応じて保護者とも共有を図り、連携体制を整えている。 また、専門課程（昼間課程）以外でも美容師国家資格を目指すことのできる通信課程への移行も選択肢のひとつとして提案することで、夢へのフォローを図っている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
理容科	150,000 円	612,000 円	478,000 円	実習費、施設費、行事費
美容科	150,000 円	612,000 円	478,000 円	実習費、施設費、行事費
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
・「入学形式による入学金免除制度」 A0 入試・指定校推薦入試の場合→入学金 100,000 円免除 推薦入試の場合→入学金 50,000 円免除 ・「ファミリー紹介制度」 入学金 50,000 円免除（入学形式による入学金免除制度と併用可能） ・「一人暮らし家賃給付制度」 毎月家賃 10,000 円補助（2 年間で 240,000 円補助）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。 https://www.kyori.ac.jp/public/pdf/r2_jikohyoka.pdf		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、本校と密接に関係する理容・美容業界、企業、卒業生、保護者などの理解促進と継続した連携協力体制の確保により、学校運営等の改善を図るため、外部委員による学校関係者評価を行うことを基本方針とする。 委員会の運営は、年 2 回の開催とし、前年度の自己評価結果を基に、「専修学校における学校評価ガイドライン」に則って、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献等について評価し、その評価結果を次年度の教育活動および学校運営の改善の参考とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
同志社女子大学 講師	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	学識経験者
理容・美容会社 代表	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	卒業生
京都府美容業生活衛生同業組合 理事	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	企業等委員
自営業	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	保護者
美容会社 代表	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	企業等委員

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。 https://www.kyori.ac.jp/public/pdf/r2_kanekishahyoka.pdf
第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務局および図書室にて、「学校情報」のファイルを自由に閲覧できるよう設置している。 https://www.kyori.ac.jp/public/ にて掲載予定。
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が 1 人以上 10 人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が 0 人の場合には、「0 人」と記載すること。

学校名	京都理容美容専修学校
設置者名	学校法人京理学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		85 人	84 人	91 人
内 訳	第Ⅰ区分	52 人	57 人	
	第Ⅱ区分	20 人	22 人	
	第Ⅲ区分	13 人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0 人
合計（年間）				91 人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	一人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。